

住民監査請求（地域活動協議会補助金（西成区））の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年2月27日に提出された住民監査請求について、令和2年4月23日に請求人（4人）に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月22日決定）

1 請求の要旨

以下の事実を根拠に、大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱（以下「区長認定要綱」という。）の規定に照らし、b地域活動協議会（以下「b地活協」という。）の認定を取り消すよう勧告することを求める。

(A) 民主的で開かれた組織運営がされていない事実

- ①・b社会福祉協議会の理事会議案書について、会長あて意見書を提示したが、無回答など
- ②・b地活協の会長辞任のお知らせにおいて、一部役員による独断専行で各役員等の選考を進め、事業等の進め方についても同様で事後報告がほとんど
 - ・b地活協の議事録は、b地活協規約を順守した議事録になっていない
 - ・議事録の閲覧請求をしたが、無回答など

(B) 透明性と経理的基礎を有していない会計処理の事実

- ①・b連合振興町会の会計処理において、不明金が生じているなど
- ②・平成30年度b地活協会計報告書に、あり得ないマイナス78,264円が計上されている

2 請求の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

本件請求において請求人は、区長認定要綱によれば、地域活動協議会は、(A)及び(B)が要請されているため、これらを満たさない場合は地域活動協議会としても認定を取り消さなければならないといえるところ、西成区は、b地活協の認定を取り消したうえで、b地活協に対する返還を求めるべき補助金（債権）があるにもかかわらず、本市職員等がその手続きを怠っていると主張しているものと解される。

本件請求のうち(A)①及び(B)①については、請求人は、b地活協に係る事実ではなく、b社会福祉協議会やb連合振興町会に係る組織運営や会計処理などについて主張しているものであり、区長認定要綱に規定された地域活動協議会の認定要件をb地活協が満たしていない事実を主張しているものとはいえず、本市職員等による当該行為等が違法不当とする個別具体的な違法事由の主張がされているとはいえない。

よって、本件請求のうち(A)①及び(B)①については、法第242条の要件を満たさない。(A)②及び(B)②の主張については、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果（棄却）

(1) 監査委員の判断の要旨

平成30年度に西成区がb地活協に交付した西成区地域活動協議会補助金について、b地活協が区長認定要綱に規定する「(B) 会計の透明性と経理的基礎を有すること」又は「(A) 民主的で開かれた組織運営」の要件を満たさない場合は、地域活動協議会に対する区長認定を取り消さなければならないところ、b地活協が、(B)又は(A)の要件を満たさないことから、b地活協に対する区長認定を取り消したうえで、平成30年度b地活協に対する補助金交付決定を取り消し、それを返還請求すべきであるにもかかわらず、本市職員等が何らの措置をとっていないのであれば、本市職員等が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実がある場合があるというべきである。

そこで、上記(B)又は(A)の要件を満たさないと認めるべき事実が認められるのか否かを検討する。
ア(B)会計の透明性と経理的基礎を有するとはいえない事実が認められるか否か

請求人は、平成30年度b地活協会計報告書に、あり得ないマイナス78,264円が計上されていることは、b地活協の会計に透明性がなく、経理的基礎を有しているとはいえない事実であると主張している。

しかしながら、請求人が主張するマイナス78,264円が計上された平成30年度b地活協会計報告書と題する文書は、平成30年7月にb地活協の役員等の体制が変わった時点を基準に作成された内部資料であり、その後平成30年度b地活協の収支決算書が作成されており、収支が相償って処理されている。西成区には、平成31年3月31日に、b地活協から実績報告書と添付書類が提出されており、西成区において、補助対象経費とする全ての経費につき領収書等により品目及び支出金額等を確認している。したがって、事業の実施と、その経費に係る支出に不合理な点はなかったといえる。

そして、b地活協全体の収支決算書における補助対象事業の収支と補助金に係る実績報告書が整合しており、また、収支決算書の繰越金と財産目録の現金、預貯金総額等が整合していて、いずれについても内容に不合理な点はないことが確認されている以上、b地活協の経理的基礎に欠けるところはない。

以上により、会計年度の期間途中で作成された内部文書の存在のみをもって、b地活協の会計に透明性がなく、経理的基礎を有しているとはいえない事実があるとは認められない。

イ(A)民主的で開かれた組織運営がなされているとはいえない事実が認められるか否か

請求人は、b地活協においては、一部役員による独断専行で各役員等の選考を進め、事業等の進め方についても事後報告がほとんどである、b地活協の議事録は、b地活協規約を順守した議事録になっていない、議事録の閲覧請求したが、開示を拒まれたことは、b地活協の全行事の運営が民主的で開かれた組織運営とはいえない事実にと主張する。

b地活協規約によれば、役員を選任や事業計画は運営委員会の検討事項とされている。この点、運営委員会議事録により、新会長の選任について検討されていることが確認でき、また、運営委員会議事録及びまちづくりセンターの日報等により、平成30年度の事業計画が検討されていることが確認できることから、役員を選任や事業計画の検討が、b地活協規約に従い行われていないとはいえない。

また、平成30年度の運営委員会、役員会の各議事録を確認したところ、おおむねb地活協規約に沿った記載、作成がなされており、保管されていた議事録に明らかに不合理な点は認められなかった。

次に、請求人が主張する特定の日時においてb地活協による議事録等の開示拒否があったか否かについては、b地活協役員からは請求人に閲覧させた旨の口頭説明があるのみであり、閲覧記録等がないため開示拒否がなかったとはいえない。

他方で、請求人が主張する閲覧請求に対するb地活協の開示拒否の事実について、これを裏付ける客観的な証拠はなかった。

b地活協における議事録等の閲覧体制については、b地活協の会長によれば、b地活協の役員に口頭で閲覧請求を行えば、拒否することはないとのことであり、確かに、議事録等については、b地活協の事務所で保管されており、同事務所において閲覧請求できる状態で配架されていた。

このような閲覧体制に関する説明や実際の議事録等の保管・配架状態に鑑みると、b地活協においては、議事録等の存在やその内容の公開を忌避する意図があるとは認められない。

以上から、請求人が主張する特定の日時においてb地活協による議事録等の開示拒否があったとまで断定することはできない。

ア及びイから、b地活協が区長認定要綱に規定する「(B)会計の透明性と経理的基礎を有すること」又は「(A)民主的で開かれた組織運営」の要件を満たさないと認められないため、本市職員等が違法不当に財産(債権)の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くこととなる。

よって、本市職員等に違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

(2)意見の要旨

本件請求の要旨の一つは、b地活協の組織運営が民主的で開かれたものになっていないというものであるところ、直接そのような事実が確認できなかったのは上述のとおりである。しかしながら、住民からこのような請求が行われたことから、西成区は、まちづくりセンターに対し、b地活協の活動がより多様な意見が反映されたものとなるよう支援を行うように指導すべきであったと思われる。

また、議事録の公開が行われたかについて、請求人とb地活協の代表者等の主張が全く食い違っているが、これも閲覧申請書や閲覧記録等の据付けなどの技術的助言で避けうるものであったといえる。

西成区にあっては、今後よりきめ細かな地域活動協議会への支援に努められたい。